

砺波市立出町中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月改正

砺波市立出町中学校

はじめに

いじめは、子供の心や体を深く傷つける、重大な人権の侵害行為です。

すべての子供たちが安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体でつくっていくことが求められます。

学校、家庭、地域社会にあっては、子供たちの絆づくりや居場所づくりに努めるとともに、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなければなりません。

砺波市立出町中学校では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめ問題の克服を目指す「砺波市いじめ防止基本方針」の趣旨を踏まえ、「砺波市立出町中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1 いじめに対する基本認識と全関係者による対応

- いじめは決して許されないことであるとともに、「どの生徒にも、どの学校でも起こりえるものである」ことを十分に認識して、教職員だけでなく、すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たる。

2 学校、教育委員会、家庭、地域社会の責務と連携

- 学校は基本方針に基づき、教育委員会の支援を受け、いじめの防止に係る必要な措置を講じる。
- 保護者は子供の教育について第一義的責任を負い、地域社会の協力を得ながら、その保護する子がいじめを行うことがないように規範意識を身に付けるように努める。
- 地域を挙げて子供を守り育てるために、学校や家庭、子供の健全育成に関わる関係諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

3 いじめを許さない学校づくり（学校の責務と取組）

- 学校及び学校の教職員は、いじめを許さない学校づくりを進める。
- いじめ防止基本方針の下、組織を置いて「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて生徒一人一人に徹底する。
- 情報モラル教育、人権教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。

4 いじめの早期発見

- ・ 生徒が教職員や関係機関にＳＯＳを発信したり、相談したりしやすい環境づくりに努める。
- ・ 「ＳＯＳの出し方教育」に取り組み、日頃から生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ・ 定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談を通して、生徒の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

5 いじめへの早期対応

- ・ いじめが発生した場合には、いじめられている生徒を守ることを最優先にし、学校の組織を挙げて対応する。
- ・ 教育委員会に報告するとともに、連携しながら対応し、必要に応じて警察等の関係諸機関の協力を得たり、出席停止等の措置を取ったりするなど、毅然とした指導を行う。

6 いじめ解消状態の判断

- ・ いじめに係る行為（心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいること。（少なくとも３か月）
- ・ 被害生徒がいじめ行為によって、心身の苦痛を感じていないと認められること。
（被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守る。

被害・加害生徒や周りの者全員を含む集団が、望ましい集団活動を取り戻し、前向きな活動に踏み出せるように働きかける。

7 重大事態への対処

- ・ いじめ防止対策推進法第 28 条が定める重大事態に際しては、報告、対応、調査が遺漏なく行われるように、学校と教育委員会、関係諸機関が緊密に連携して取り組む。

学校が主体となる場合は、調査等の迅速性が求められるため、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく「学校いじめ対策組織」（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、カウンセリング指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

教育委員会が主体となる場合には、この組織の名称を「砺波市いじめ調査委員会」とし、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験がある者で構成する。